

平成29年(ワ)第164号 平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原告 猪狩弘道 外163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準備書面(13)

(陳述書から明らかになった富岡町の被害実態)

2020(令和2)年12月14日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小野寺利孝	印	代人
同	広田次男	印	代人
同	大川隆司	印	代人
同	菊地修	印	代人
同	野本夏生	印	代人
同	米倉勉	印	代人
同	笛山尚人	印	代人
同	小野寺宏一	印	外

## はじめに

原告は、準備書面（4）、同（5）にて、震災前の富岡町という地域が自立した生活圏であり、強い求心力を持つコミュニティであったこと、それが原発事故によって崩壊したことについて概観を示したところである。

本書面では、その後の期日において提出した各原告の陳述書（以下で挙げる原告番号について、それぞれの陳述書を参照されたい）を通じ、上記の概観が、まさに裏付けられていることを指摘するものである。

また、事故後10年を臨むいま、富岡町がいかに再建され得ない実情にあるかについての客観的事実については、準備書面（12）で指摘をした。

本書面と準備書面（12）の実情から、富岡町が、「ふるさと」を剥奪された実情にあり、原告らが深刻な被害を受けていることがわかる。

## 第1 事故前の富岡町の状況

### 1 原告の生業

#### （1）農業

他の相双地域と同様、富岡町においても、原発事故当時、営農していた世帯は多い。その多くは、先祖から継承した土地を農耕してきた（原告番号1, 2, 10, 24, 33, 35, 36, 38, 39, 41, 42, 45, 49, 51, 60, 61, 62）。

専業農家の中には、合鴨農法をはじめとする低農薬栽培に意欲的に取り組む世帯もあった（原告番号2, 35）。

#### （2）商工業

原告準備書面（4）第1第5項にて、富岡町が「地域型商圈都市」という側面を有していたことを指摘してきたところであるが、他の相双地域との比較において、商工業者の割合が多い。

本訴訟においても、運輸代行業（原告番号9）、飲食店（原告番号15）、手芸店（原告番号17）、建築会社（原告番号38, 61, 62）

など、商工業者が原告になっている。

### (3) 会社員

原発事故当時、会社員だった原告の就業先も多様であった。

旅行会社（原告番号21）、プラスチック加工機メーカー（原告番号22）、警備会社（原告番号33）、タクシー会社（原告番号35）、建設会社（原告番号41）、ゴルフ場（原告番号51）、清掃業（原告番号60）などを就業先としており、富岡町における経済活動が多様な業種によって展開されていたことを窺わせる。

### (4) 公務員

相双地区の中心地として、国の出先機関（労働基準監督署、法務局、裁判所等）が配置されていた（原告準備書面（4）第1第4項「富岡町における行政サービス参照」）。

これを反映して、富岡町職員（原告番号1、24）、旧郵政局職員（原告番号8）、教職員（原告番号45）、河川改良事務所職員（原告番号50）、消防署職員（原告番号63）など、本訴訟に参加する原告には公務員だった者（現職も含む）が少なくない。

## 2 多様なコミュニティ

### (1) 先行訴訟で明らかにした相双地区の地域コミュニティについて

原告準備書面（1）において明らかにしたとおり、相双地区における地域コミュニティは、家族、親戚、近隣住民、友人、仕事、地域での役割、趣味など多元的な豊かな結びつきによって成り立っていた。

以下では、富岡町においても、かかる多元的かつ深い結びつきがあつたことを指摘する。

### (2) 家族とのコミュニティ

富岡町の原告らも、原発事故当時、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットらとひとつ屋根の下で生活しており、多世代同居が一般的であつ

た。

そして、かかる多世代同居は、広い居宅において実現していた。

本訴訟における富岡町在住原告の陳述書では、異口同音に、祖父母、子、孫との生活は、人生に生きがい、豊かさを与えるものであるとともに、いつでも助け合える家族がいることが深い安心感をもたらしていたことが述べられている（原告番号1，2，7，8，10，24，36，39，41，42，45，49，50，51，61，62，63）。

### （3）住民同士の多様で深い結びつき

富岡町においても、近隣住民同士の結びつきは強く、多元的であった。

農作業や冠婚葬祭時に互助機能を有する「結」（原告番号1，10，39，42，45）をはじめ、各神社の氏子・世話人（原告番号8，10，45，49，51），出羽三山の講中（原告番号45），行政区の役員（原告番号2，39，41，42，45），消防団員（原告番号17，42，61），町内会（原告番号15，21，24，49），青年会（原告番号42），婦人会（原告番号39，41），老人会（原告番号21），防犯協会（原告番号42），保健委員（原告番号42），子供会・PTA（原告番号17，42）など、近隣住民間での様々な結びつきがあった。

そして、先行訴訟でも多くの原告が指摘したところの「お裾分け」の文化は、富岡町でも深く根付いていた（原告番号1，33，36，38，45，49，51，61，62）。

また、他の相双地区同様、富岡町でもお祭りやイベントが頻繁に開催された。毎年秋に開催された町民運動会は、各地区の代表が集う一大イベントとして催され（原告番号1，41，42），王塚神社をはじめとするそれぞれの地域の神社では、神楽の奉納や盆踊りなどの祭りが四季を通じて開催された（原告番号45，49，51）。さらに、商工業者が中心となり「よさこい祭り」や「えびす市」など観光客向けのイベントも催された（原告番号17）。

なお、富岡町における消防団の活動が「消防庁長官旗」を授与される

など全国有数の実績を有するものであることは、原告準備書面（4）第1第6項において既に指摘しているところである。

### 3 豊かな自然

相双地区はいずれも自然豊かな地域であるところ、富岡町でも自然と一体となった生活が営まれていた。住居のすぐ近くに山々が広がり、自宅のすぐ近くに川や海もあるという生活環境を、富岡町在住の原告も享受してきたのである。

多くの原告が山菜採りや、釣りを楽しむ日々を営み（原告番号21，38，42），豊かな自然を活かして鶏の羽化をライフワークとする者もいた（原告番号51）。

富岡川では、昔から多くの地元住民が渓流釣りを楽しんでいたところ、その清流を活かすべく昭和49年に富岡川漁業協同組合が発足した。原発事故当時も、同組合所属の有志約40名がほぼボランティアで、富岡川に渓流魚（ヤマメ、イワナ、ウグイ）を放流する事業を営んでいた。同組合は、遊漁券による収入や県の補助金等を原資として富岡川の環境保全活動を行い、毎年多くの釣り客が渓流釣りを楽しんできた（原告番号24，甲A44）。

### 4 小括

富岡町に在住していた原告の陳述書からも、豊かな自然の中で、家族、親戚、近隣住民、友人、仕事、地域での役割、趣味などを通じ人々が多元的に結びつき、かかる豊かな結びつきに基づいて、日々の生活が営まれてきたことが明らかにされている。

まさに、生活と生産の諸条件が一体のものとして存在する営みが築かれてきた。

そして、かかる営みの多くは、先代から脈々と引き継いできたものを基盤としており、別の場所で直ちに再構築することは困難であるという特質を有する。

## 第2 事故後の富岡町の状況

### 1 原告の生業

#### (1) 農業

原発事故によって、富岡町の農業は壊滅的とも言うべき打撃を受けた。原発事故後、ほとんどの農地は耕作が放棄され（原告準備書面（5）3頁参照）荒廃した。

荒廃の要因は、高い放射線量、除染による腐葉土の喪失、相双地区の農産物に対する風評被害、動物による農地荒らし、遠方への避難などいくつもの要因がある（原告番号1, 2, 10, 35, 39, 41, 42, 45, 60, 61, 62）。

また、避難指示解除後、一部の原告が復興組合による農地保全事業に従事したもの、補助金の打ち切りによって復興組合が解散されるに至っている（原告番号10, 39）。

営農再開の障壁はあまりにも多く、一時は農地復旧の意欲を有していた原告も、今は「やってもしょうがないという気持ち」（原告番号35）に陥っている。

富岡町王塚地区の例では、原発事故当時営農していた160世帯のうち、現在も営農再開に向けた活動しているのはわずか2世帯である（原告番号2）。

富岡町の農業は、まさに壊滅的な打撃を被った。

#### (2) 商工業

原発事故によって、富岡町を中心とする「地域型商圈」は消失した（原告準備書面（5）6頁参照）。

そのため、商工業者の原告の多くは廃業に追い込まれた。業務を再開した原告であっても、いずれも拠点を富岡町外に移転し、事業規模の縮小を余儀なくされ、現在も苦境に立たされている（原告番号9, 11, 17, 61, 62）。

### (3) 会社員

会社員の原告でも、原発事故後、勤務先の廃業などにより、失職や転職を余儀なくされた者が少なくない（原告番号22, 33, 63）。

### (4) 小括

富岡町において営まれてきた多様な生業は、いずれも原発事故によつて不可逆的に破壊されるに至った。

## 2 多様なコミュニティの消失・崩壊

富岡町で営まれてきた多様なコミュニティはいずれも消失・崩壊した。

多世代が同居・近住していた原告世帯の多くは、高齢者世帯と若年層世帯で別離するに至った（原告番号2, 24, 49, 60, 62, 63）。

富岡町に帰還することを選択した原告が少数ながら存在するものの、いずれも高齢者世帯である（原告番号2, 24）。一例としては、事故当時380世帯が生活していた富岡町王塚地区では、現在30世帯に激減しており、いずれも高齢者である（原告番号2）。

また、原発事故当時、富岡町に在住していた世帯の多くが自宅解体を決断したため（原告番号1, 24, 38, 39, 41, 42, 45, 49, 50），富岡町の住宅地は至る所が更地となり、「夜は、防犯灯だけが、妙に明るく誰もいないところを照らしている」状況である（原告番号2）。

復興庁が実施した住民意向調査（甲A20）において、大半の富岡町の住民が帰還しない意向を有していることはすでに指摘しているところであるが（原告準備書面（4）），原告の陳述書群はその実態を裏付けている。

他方において、今般、原告準備書面（12）において示したとおり、富岡町の中心商店街であった「中央地区」においても、代表的な住宅地であった「夜の森地区」においても、従前の建物の大半は解体され、その跡地に作業員向けのアパートが林立している（甲A41～甲A43）。かかる実態を目の当たりにした原告は、多くの住民はもはや事故前の富岡町に戻ることはない実感している（原告番号2, 39）。

また、富岡町は、平成25年3月に帰還困難区域、居住制限区域、避難

指示解除準備区域に再編され、居住地域に応じて賠償格差が生じたことにより、町民間の分断が生じた（原告準備書面（5）14頁以下）。本訴訟にも、「私の自宅の道路1本挟んで北側は帰還困難区域に指定されている」場所に自宅を有していた原告が存在する（原告番号8）。

このようにして、富岡町において営まれてきた多様な結びつき・地域のコミュニティは、原発事故によって不可逆的に破壊された。

一方で、避難先では近隣住民から中傷を受けることも少なくなく（原告番号22，41），児童が通学先で孤立することも珍しくない（原告番号17）。また、避難先の住環境の劣悪さを訴える原告も少なくない（原告番号2，7，49）。このような過酷な避難生活によって、家庭内のコミュニティが崩壊し、離婚に至った事例も存在する（原告番号60）。

### 3 豊かな自然の剥奪

避難指示が解除された後も、富岡町が高線量のままであることは、同町在住の原告における共通の認識である（原告番号39，42，45，60，62，63）。

特に山林や河川について、国や被告は除染を行わないと言明しており、山菜採りや釣りなどの豊かな自然の恵みは享受することはできなくなった（原告番号21，24，38，42）。

その象徴ともいえる事象が、富岡川における渓流釣り客の消失である。事故前、富岡川漁業協同組合の環境保全活動によって、多くの釣り客に親しまれてきた富岡川での渓流釣りは、原発事故によって壊滅した。富岡川には、周囲の山林から地下水や雨水によって継続的に放射性物質が流入し続ける上、川底の除染も事実上不可能であるため、周囲の地上よりも線量が高い。そのため、避難指示が解除された後も、富岡川で渓流釣りを楽しむ者は皆無であり、今後も現れない見込みである（原告番号24，甲A44）。

原発事故によって、原告らは豊かな自然の営みは半永久的に奪われた。

#### 4 心身の悪化・自死

意向調査等では顕在化しにくいものの、原告らの陳述書を通じて共通の被害として顕著であるのは、心身の悪化である。

すなわち、多くの原告が、かかりつけ医への通院困難（原告番号7）、睡眠導入剤の服薬（原告番号8）、自律神経失調症の発症（原告番号9、10）、認知症の発症（原告番号10、39の母）、難聴（原告番号15）、高血圧（原告番号15）、メンタルヘルスの悪化（原告35、41）、引きこもり（原告番号22）、足腰の弱体化（原告番号45の母、50の母、62）などの様々な心身の悪化（原告番号22、33、35、42、51、63）を訴えている。

原告家族の中には、避難生活の途上で自死に至ったケースも存在する（原告番号15）。

#### 5 小括

富岡町在住の原告らの陳述書を通じ、原発事故によって、生業や先祖から続いてきた多元的な人との繋がりが消失し、生活と生産の諸条件が一体のものとして存在していた生活環境が、壊滅的に破壊されたことが改めて明らかとなった。

富岡町は、平成29年4月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域における避難指示が解除され、以後3年8ヶ月を経過したものの、従来の状況に復旧する予兆すら無く、原発事故による破壊がまさに不可逆的な破壊であることが、時間の経過とともに露わになりつつある。

また、かかる破壊に伴い、多くの原告は体調を悪化させ、絶望のあまり避難生活の途上で自死した者も存在する。かかる被害実態は、原発事故によって富岡町住民が失ったもの大きさを強く示唆している。

以上